

農業協同組合（連合会を含む。）に対する法的措置及び警告一覧（平成元年度以降）

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
全国農業協同組合連合会に 対する件 平成2年2月20日勧告審決 (平成2年1月11日勧告)	<p>全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)は、都道府県経済農業協同組合連合会を通じて農業協同組合(以下「単協」という。)等に青果物用段ボール箱を供給しているところ、 契約先段ボール箱製造業者(以下「指定メーカー」という。)に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協等に販売しないようにさせている。</p> <p>指定メーカー以外のものが新たに青果物用段ボール箱の製造販売を開始することを妨げている。</p> <p>全農経由で青果物用段ボール箱を購入している単協が全農経由のものより低い価格で段ボール箱製造業者等から直接購入することを防止するための対策に要する金員を指定メーカーに提供させている。</p> <p>関東5県における特別対策として、指定メーカーに対し、青果物用段ボール箱を直接、単協等に又は農業用資材販売業者等に販売しないようにする旨、全農を通さずに販売する他の段ボール箱製造業者に青果物用段ボール箱向け段ボールシートを販売しないようにする旨申し入れ、その遵守を確認させた。</p>	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第2項〔その他の取引拒絶〕、第13項 〔拘束条件付取引〕 及び第14項第2号〔優越的地位の濫用〕)
全国農業協同組合連合会に 対する件 (平成2年1月11日警告)	全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)は、指定メーカーに青果物用段ボール箱を製造させるに当たり、原則として当該青果物用段ボール箱の製造に要する段ボール原紙を自己から全量購入させるようとしているところ、全農からの緊急の納入要請に対応するため指定メーカーが全農から段ボール原紙を購入する時間的余裕がない等により、自ら段ボール原紙を調達して青果物用段ボール箱を製造したようなときについても、補正措置と称して事後的にこの分に相当する段ボール原紙を全農から購入させていた。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第14項〔優越的地位の濫用〕)
愛知県経済農業協同組合連 合会及び全国農業協同組合 連合会に対する件 (平成2年1月11日警告)	愛知県経済農業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会が、青果物用段ボール箱の製造販売を行おうとしていた会社の設立を取りやめさせるようにしていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第2項〔その他の取引拒絶〕)

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
農業協同組合連合会に対する件 (平成6年3月3日警告)	12の農業協同組合連合会(経済連)が、集荷して上場する銘柄米の入札取引に当たり、卸売業者に対し、入札価格及び入札数量を示して、その価格又は数量で入札するよう要請し、卸売業者が当該要請をおおむね受け入れざるを得ないようにしていた疑い。	独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕又は第14項〔優越的地位の濫用〕)
山口県経済農業協同組合連合会に対する件 平成9年8月6日勧告審決 (平成9年6月23日勧告)	山口県経済農業協同組合連合会は、会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とともに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。	独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕)
宮崎中央農業協同組合に対する件 (平成11年2月12日警告)	宮崎中央農業協同組合が、農業用生産資材を取引先卸売業者から購入するに当たり、当該卸売業者と組合員等との取引について不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑い。	独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕)
鳥取中央農業協同組合に対する件 平成11年3月9日勧告審決 (平成11年2月12日勧告)	鳥取中央農業協同組合は、農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。	独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕)
全国農業協同組合連合会に対する件 (平成12年2月25日警告)	全国農業協同組合連合会が、宮城県本部において、平成11農薬年度における農業協同組合向け農薬販売額の拡大を図るために、主要な農業協同組合との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、一部の農薬について、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売し、宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	独占禁止法第19条(不公正な取引方法第6項〔不当廉売〕)
八代地域農業協同組合に対する件 (平成17年3月1日警告)	八代地域農業協同組合(以下「JAやつしろ」という。)が、自らが事業主体となって行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合及びJAやつしろの組合員に対し 使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること 農産物をJAやつしろへ出荷すること を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。	独占禁止法第19条(不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕)

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
京都農業協同組合に対する件 (平成18年7月14日警告)	<p>京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた。</p> <p>JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。</p>	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)
士幌町農業協同組合に対する件 (平成18年7月21日警告)	<p>士幌町農業協同組合（以下「JA士幌町」という。）が組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとすること</p> <p>肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとすることとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。</p>	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)